

令和3年8月18日

医療関係団体の長 様

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長
神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

感染防止対策への協力について

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨日、国は新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)に基づく緊急事態宣言の期間を9月12日まで延長しました。また、国の基本的対処方針において、大規模施設等への入場制限に対する措置内容が強化されました。

そこで、大規模商業施設に対し、法第45条2項に基づき、入場制限(通常営業の5割を目安)を要請します。

百貨店の地下の食品売り場等、生活必需品を取扱う施設についても、法第24条9項に基づき、上記と同様の措置を要請します。

その他の大規模な集客施設については、法第45条2項に基づき、引き続き、施設内外に混雑が生じることのないよう、人数管理、人数制限、誘導等の入場整理の徹底をお願いいたします。

また、別添「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」及び「第41回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料」に基づき、引き続き、感染防止対策にご協力をお願いしています。

災害ともいふべき、現在の感染爆発を抑えるために、ぜひ、ご理解とご協力をお願いいたします。

医療関係者のみなさまには、引き続き、医療提供体制の確保等の取組にご協力いただきますようお願いいたします。

別添

- 1 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針
- 2 第41回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料

問合せ先

健康医療局保健医療部医療課

医療整備グループ 大日向

045-210-1111 (内4874)